

川崎市公園緑地報奨金交付要綱

（目 的）

第1条 公園及び緑道緑地等の除草、清掃、公園施設の保全等のため、維持管理作業（以下「愛護作業」という。）を自発的に行う団体に対して報奨金を交付し、公共施設愛護思想の普及向上を図り、もって公共福祉の増進に資することを目的とする。

（愛護会）

第2条 前条の目的を達成するため、自発的に公園及び緑道緑地の愛護作業を行っている町内会、自治会、老人会、婦人会、子供会等の地縁団体（以下「愛護会」という。）を対象とする。

2 会長は原則として、愛護作業実施団体の代表者とする。

3 第1項に基づく愛護活動が困難な公園及び緑道緑地にあつては、自発的に公園及び緑道緑地の愛護作業を行っている、もしくは行おうとする学校、福祉団体、市民団体、その他の法人等も、地域住民との連携により愛護会を結成又は構成することができる。ただし、政治団体及び宗教団体及びこれらに關係する団体は愛護会を結成または構成することができない。

（愛護会設立届）

第3条 愛護会を設立しようとする団体の代表者は、公園緑地愛護会設立届（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 愛護会の名称は、愛護活動を実施している公園緑地名を、その名称中に用いるものとする。

3 愛護会は、1つの公園もしくは緑地に1つの愛護会とする。

4 愛護会を設立しようとする団体の代表者は、公園及び緑地ごとに第1項の届出を愛護活動の対象となる公園緑地を管轄する区役所道路公園センターに提出するものとする。提出を受けた区役所道路公園センターは、提出書類の写しをみどりの協働推進課に送付するものとする。

（愛護作業の内容）

第4条 愛護作業の活動内容は、おおむね次のとおりとする。

- （1）公共施設愛護思想の普及
- （2）公園緑地内の除草及び清掃（月1回以上）
- （3）公園緑地内のくずかごのごみ処理
- （4）破損遊具、不法投棄の連絡
- （5）その他愛護会の目的達成のため必要な活動

（報奨金の額）

第5条 市長は愛護会に対し、予算の範囲内で別表に定める基準により報奨金を交付することができる。

（報奨金の交付）

第6条 前条における報奨金は毎年度6月末までに交付するものとする。ただし、6月以降において、設立された愛護会については、設立後速やかに交付する。

2 報奨金の交付を受けようとする愛護会の会長は、毎年度市長が指定する日ま

で、愛護作業計画報告書（様式第2号）を市長に提出するものとする。ただし、年度途中で新たに設立された愛護会については、第3条1項の届出に併せて提出するものとする。

3 年度の途中での設立、解散する場合の報奨金は、月割りで計算するものとする。

4 報奨金の交付を受けた愛護会の会長は、第2項に基づき提出した愛護作業計画報告書（様式第2号）に関わる作業実績について、愛護作業実績報告書（様式第3号）を、毎年度末において市長が指定する日にまでに提出するものとする。なお、愛護会が休止・解散した場合は第7条第1項の届出と併せて提出するものとする。

5 報奨金は、原則として口座振込により交付するものとする。ただし、市長が特に認める場合においてはこの限りではない。

6 愛護会の会長は、報奨金口座振込依頼書（様式第4号）を設立の届け時、及び口座に変更が生じた場合に提出するものとする。

（変更届）

第7条 愛護会の代表者は、次の各号の一に該当する場合は変更届（様式第5号）を、速やかに市長に提出するものとする。

（1）会を解散、又は活動を休止しようとするとき。

（2）役員を変更したとき。

（3）構成団体等に変更があったとき。

2 前項の届出は、愛護活動の対象となる公園緑地を管轄する区役所道路公園センターに提出するものとする。提出を受けた区役所道路公園センターは、提出書類の写しをみどりの協働推進課に送付するものとする。

（指導及び連絡）

第8条 市長は必要により職員に命じ、愛護作業の実施状況を調査し、その活動内容等に関し、必要な指示、助言又は援助をすることができる。

2 愛護活動に必要な愛護会への連絡は、愛護活動の対象となる公園緑地を管轄する区役所道路公園センターが行うものとする。

（報奨金交付の取消し及び変更）

第9条 市長は、愛護会がこの要綱に違反したとき、又は公園及び緑道緑地を廃止し、その他報奨の必要を認めなくなったときは、報奨金の交付を取消し、又はその内容を変更することができる。なお、この場合において、既に報奨金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

（特 例）

第10条 市長は緑地帯及び桜並木を自発的に保全、回復、育成を行っている団体に対して報奨金を交付することができる。この場合における手続等については前各条を準用するものとし、報奨金の額は別に定める基準により報奨金を交付するものとする。

（事故報告）

第11条 愛護会の代表者は、愛護活動の作業中に事故が発生したとき、速やかに区役所道路公園センターに連絡するものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は昭和52年10月1日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 川崎市児童公園報償金交付要綱（昭和38年6月10日）は廃止する。
- 3 この要綱は、平成2年4月1日より施行する。
- 4 川崎市公園緑地報償金交付要綱（昭和52年10月1日）は廃止する。
- 5 この要綱は、平成17年4月1日より施行する。
- 6 この要綱は、平成22年4月1日より施行する。
- 7 この要綱は、平成23年4月1日より施行する。
- 8 この要綱は、平成26年4月1日より施行する。ただし第6条第4項の改正規定については、平成26年3月31日から施行する。
- 9 この要綱は、平成26年4月1日より施行する。
- 10 この要綱は、令和3年4月1日より施行する

別表（第5条関係）

川崎市公園緑地報奨金交付基準

1 公園愛護作業対象（緑道緑地を含む）

面 積	等級	金 額
500㎡ 以下	1	12,000円
501㎡ ～ 1500㎡	2	18,000円
1501㎡ ～ 3000㎡	3	24,000円
3001㎡ 以上	4	30,000円

2 緑地帯及び桜並木愛護作業対象

1 団体 18,000円

(第1号様式)

公園緑地愛護会設立届

____年____月____日

(宛先)

川 崎 市 長

代表者住所_____

ふりがな

代表者氏名_____

電話番号_____

下記のとおり公園（緑地）愛護会を設立しますからこの旨お届けします。

記

1 愛護会の名称 _____公園（緑地）愛護会

2 運営団体名 _____

3 運営人数 _____

4 役員

役職名	氏 名	住 所	電話番号
会 長			

※ 届出内容に変更があったときは愛護会変更届（様式第3号）を提出してください。

(第2号様式)

愛 護 作 業 計 画 報 告 書

_____年_____月_____日

(宛先) 川 崎 市 長

愛護会名称 _____

公園名 _____

会長住所 _____

会長氏名 _____

電話番号 _____

_____年4月から _____年3月までの愛護作業の実施予定を報告します。

年月	活動予定内容	参加予定人員 (延べ)	備考
_____年 4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			

(第 2 号様式)

1 0 月			
1 1 月			
1 2 月			
年 1 月			
2 月			
3 月			

(第3号様式)

愛 護 作 業 実 績 報 告 書

_____年_____月_____日

(宛先) 川 崎 市 長

愛護会名称 _____

(公園名) _____

会長住所 _____

会長氏名 _____

電話番号 _____

_____年4月から _____年3月までの愛護作業の実績を報告します。

年月	活動実績	参加人員 (延べ)	備考
年 4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			

(第 3 号様式)

1 0 月			
1 1 月			
1 2 月			
年 1 月			
2 月			
3 月			

(第4号様式)

報奨金口座振込依頼書

年 月 日

愛護会名

会長氏名

会 長 電話
住 所 番号 ()

【 振 込 先 】

金融機関名・支店名 銀行 信用金庫 農協 支店

預金種目 普通・当座

口座番号

口座名義人 電話
住 所 番号 ()

(フリガナ)

口座名義

※ご記入に当たっての注意事 (記入に不備があると、振込できないことがありますので、ご確認ください。)

- 1 振込先については、預金通帳のとおり、口座名義人まで正確に記入し、すべてにフリガナを付けてください。
- 2 振込先確認のため、預金通帳の見開き1ページ目のコピーを一部添付してください。
(口座名義がカタカナなどで印字してあり、銀行名・支店名が記載されている部分をコピーしてください。)
- 3 報奨金振込先の口座名義が、愛護会名義と異なる場合は、以下の委任状をお出しく下さい。
- 4 振込先にゆうちょ銀行を指定される場合は、通帳に振込専用の番号が記載されているか確認をお願いします。

委 任 状

私は、報奨金振込先の口座名義人を代理人と定めて、公園緑地報奨金受領に関する権限を委任します。

委 任 者 氏 名
(愛護会会長)

注 代表者が同一であっても、振込先口座が愛護会の口座ではない場合は、委任状の記入をお願いします。

(第5号様式)

変 更 届

____年____月____日

(宛先)

川 崎 市 長

公 園 名 称 _____

愛護会団体名 _____

会長住所 _____

ふりがな

会長氏名 _____

電 話 番 号

(会長変更の場合は旧会長氏名等を記入してください。)

次のとおり変更したので、届けます。

記

1 役員の変更(注)

役職名	氏 名	住 所	電話番号
会 長			

2 構成団体の変更、廃止、又は休止

内容 _____

理由 _____

3 名称の変更

新しい愛護会名称 _____

4 その他

注 会長に変更がある場合は、「会長氏名」欄は旧会長、名簿の「会長」
欄には、新会長名を記入してください。